

NC Nature Conservation Society of Hokkaido HOKKAIDO

2013年4月 NO.157

..... CONTENTS

東伊豆町と南伊豆町で実感した風力発電による深刻な健康被害	佐藤 謙	2
集会：川を住民の手に～河川行政は変えられるのか～報告	佐々木克之	5
「野鳥たちの受難」	原島和子	7
北海道自然保護協会編のダムの本ができました！		7
2013年度自然保護講演会のお知らせ		8
お知らせコーナー		8



伊豆半島石廊崎の大瀬港 山の稜線に建つ風車

(撮影 佐藤 謙氏)

東伊豆町と南伊豆町で実感した風力発電による深刻な健康被害

会長 佐藤 謙

はじめに

風力発電の推進側は、貴重な自然の破壊でも深刻な健康被害であっても、事前の環境影響評価と予防原則という基本原則を無視し、被害が生じた後に対策を講じる順応的管理を主張して建設を先行させ、実際には、事後対策を講じない例が少なくない。そこには、デメリットのチェックや論議をさせないという、原子力村と同じ強引さが強く現れている。

2012年12月17～18日、風車による深刻な健康被害と自然破壊が知られる伊豆を訪れた。「東伊豆町の風車問題を考える住民の会」の藤井宏明さんと山田ミノルさん、東伊豆町の覚張進さん、南伊豆町石廊崎の被害者である村尾さん・沼田松雄さんら多くの方々とお会いし、直接のお話や種々の資料、さらには私信をいただき、風力発電のデメリットを実感した。この際、不明確なところが残ったので、2013年3月10日に再び東伊豆町の藤井さんを訪れ、新たな説明をいただいた。ここでは、健康被害に限った体験を伝えたい。

東伊豆町・熱川温泉別荘地

東伊豆町のCEF伊豆熱川ウインドファーム（株）による風車群（1,500kWの風車10基）は、熱川市街地の北方、天目山の尾根上（標高約470～730m）に建設されており、その東側約500～1,000mの近距離に深刻な健康被害が生じた熱川温泉別荘地（標高約270～540m）がある。また、西側約2,500mの範囲には、最近3軒の住民に被害が明らかになった天城ハイランドの別荘地（標高約550～700m）がある。

このウインドファームは、2007年11月30日から試験運転が開始されたが、2008年4月8日に落雷と強風によって4号基と5号基のブレードが落下し、全基の運転が停止された。この試験運転が続いた約4ヶ月間、10基のうち3～5基が稼働する程度であったが、上記別荘地49世帯90人の住民のうち29名という多くの方が健康被害（めまい、耳鳴りなどの症状）を訴え、血圧上昇で倒れて入院された方が4名、そのうち2名はクモ膜下出血と心筋梗塞で死亡した。

2009年2月に再開された試験運転は、3ヶ月後の5月28日、低気圧通過に伴う強風（風速12m）によって8号基のブレードが破損・落下し、全基が運転停止となった。この第2回目の試験運転中、全基がフル稼働したが、三井大林自治会の熱川温泉別荘地だけではなく周辺地域にも健康被害が続出し、それらを合わせた120名の住民の約8割（約90名）に心理的または生理的な被害、とくに60名は明瞭な生理的症状を示した。先のめまいなどの症状のほか、口や鼻からの出血、むくみや全身の震え、脳の異常感、意識障害、平衡感覚異常など、第1回目の試験運転期間より症状の重篤化が顕著になった。被害者の中で、心筋梗塞などの血管系の病気で死亡した者が3名に及んだ。



山の稜線に沿って建ち並ぶ風車

東伊豆町熱川温泉別荘地の三井大林熱川自治会（2009年7月24日作成、同月29日改訂）による「第3回風車騒音被害調査結果 Final - 風車停止による健康被害の改善 -」は、こうした2回目の試験運転が中断したことを機会に、住民がどのような苦情（健康被害）から解放されたかを調査することにより、風車被害の範囲／大きさを調べた報告書である。その結果、(1) 風車から1,000m以内の約80%、500m以内では90%以上の人人が、昼夜を問わず、いらいら・不眠・吐き気・頭痛・鼻血・肩こり・血圧上昇などの心理的・生理的被害を受けていること、(2) 性別による被害の差が得られなかっただこと、(3) 風車から700m以内に住む人（夜間騒音基準45dBを満足しない範囲の住民）は、心理的、生理的被害を受けており、通院や投薬で健康を維持している人もいる（調査項目になかったが、転居避難で健康を維持している人もいる）こと、(4) 風車から700m以上の距離に住む住民の被害は、心理的なものが多くなっているが、時間と共に生理的被害に変わる危険性が考えられるので、今後も被害調査を継続する必要があること、同時に、心理的被害は、風車が停止した後も後遺症として残っていること、(5) 風車稼働と血圧の関係は、高い確率で相関関係があると思われる所以、可能な限り専門家の協力を得て、別途調査を実施したいこと、(6) ブレード破損事故で風車が全基停止したことにより、「風車は、異常な生活環境を醸し出していた」と、風車被害を受けていないと自覚していた人を含め、全ての住民が認識したこと、これら6点が特記されている。

2010年9月～11月、地元住民は事業者と、(1) 交換用ブレードの山挙げに必要な道路の隅切りなど拡幅用地の貸し付けを拒否し、(2) 夜間運転停止と出力抑制運転を求めた交渉を続け、(3) 8～10号基の夜間（20時から6時）運転停止と、騒音レベルを45dB以下にする出力低減運転（検証方法として騒音計をハウス内に設置）で合意し、協定書を締結した。その後、事業者は、予備を入れて33枚のブレードすべてを取り替えている。

しかしながら、2011年2月から現在まで、第3回目の試験運転（調整運転）が継続されているが、建設後6年目となる現在でも事業者は営業運転とは呼んでいない。夜間運転停止など協定書はほぼ守られている。全基を止めている日が多くなっており、全基運転はまったくなく、終日運転も極端に少なくなっている。実際、私が訪問した12月17日は風車が回っていたが、18日と帰路につく19日は止まっており、3月10日も同様に止まっていた。東伊豆町の担当者によると、事業者は風車の回転数を落とし、風速12m以上で風車を止めている。事業者は、健康被害の続出を恐れて、運転を制御しているようである。

以上の対応により、3回目の試験運転期間中、被害の訴えは少なくなり、強度の心身の病的な苦しみから解放されたと言われる。しかし、重篤な被害者ほど転居してしまった段階でも、残る人々には風車が回れば心身の苦しみが呼び戻され、長期にストレスに曝される問題（敏感になる、各種の血管梗塞、関節痛や関節の変形など）も明らかになっている。全域で被害を訴える人が拡大し、被害が顕在化している。

このように、CEF伊豆熱川ウインドファーム（株）による10基の風車群は、建設されたが多くが回らない状況が続いている。事業者は、建設費の3分の1となる12億円の補助を受けて建設しているが、回らない風車でどう発電し、経済的にペイしようとしているのだろうか。また、耐用年数が17年または20年とか言われる風力発電施設は、その年数に達した際には撤去などの新たな費用を必要とするが、それらを含む経済的なペイは誰が負担するのだろうか。健康被害を新たに顕在化しないよう回さない風車群は、業界を挙げて援助されるのだろうか。エネルギー的、経済的にはムダで、私たちの健康に有害な代物を建設したこと、終の棲家とした静寂であった別荘地を追われる、あるいは我慢して住み続ける住民の苦渋だけが明らかな事実となっている。

南伊豆町・石廊崎周辺

石廊崎風力発電所は、石廊崎から下賀茂温泉の間にある標高200m程度の山稜に、(株)Jパワーが2,000kWの風車を17基設置したもので、2009年11月23日から試験運転、2010年4月から本格運転を開始している。この風車群の1kmの範囲に、石廊崎、大瀬、下流など、漁業と農業を生業とする約90戸の集落が点在している。これらの集落では、夜に眠れないなどの健康被害の声が聞こえるが、全体的に、高齢者が多い古くからの住民は被害を受けても声を上げない傾向が強いと言われる。

東伊豆町の覚張進さんにご案内いただき、南伊豆町の村尾眞弓さん・沼田松雄さんご夫妻のお宅において、石廊崎風力発電所による深刻な健康被害の実態を直接、お聞きすることができた。ご夫妻の自宅は、13号基から440m、12号基から940m、そして10、14および15号基から1,020～1,110mの近距離にあり、いずれも風車の東側（風下側）にある。試験運転が開始された2009年11月以降、夫妻ともに仕事に集中できず、夜に眠れなくなるようになり、1～2ヶ月後には、特に村尾さんにめまい、ふらつき、目や耳の痛み、リンパ腺の腫れ、肩こり、吐き気、不眠が酷くなり、自宅から離れると身体の症状が改善したが、その改善時間が次第に長くなっている。2010年2月、村尾さんが夜の避難を開始し、最も近い13号基だけではなく、1km前後の距離にある4つの風車が稼働していると症状が起こることが分かった。2010年4月には、沼田さんも耐えられなくなり、夫妻で夜の避難・日中の自宅における仕事という二重生活を始める。同年5月には、自宅から避難しても回復時間が長くなり、6月には沼田さんの血圧急上昇が顕著になった。以上の苦しさを事業者に訴え続けたが、2010年7月の電話を最後に事業者からの対応がなくなった。

石廊崎の風車群は、健康被害者を無視したまま稼働が継続されている。この地域では、何軒かの顕著な被害者が知られるが、地方自治体も地域社会もまた、事業者と同様に、被害者個人を孤立させる構図を作っている。かつての入り会い地に風車群が建設されたため、地域社会に事業者からお金が下りる仕組みになっており、そのために古くからの住民が物を言えないという見方がある。他方、Iターン組の新たな住民である村尾さんご夫妻は物を言うが、地域社会では疎外され、みずからを守るために被害者個人が事業者や行政と戦わざるを得ない構図となっている。

この例のように、地域づくりと真逆の、地域を破壊する構図は、たとえ自然エネルギーの開発であっても許されることではない。風力発電による健康被害について、環境省は、それを推進する経済産業省と同様に、単に「苦情」と言い、深刻な被害者を救おうとしていない。風車からの安全距離として、風力発電推進母体のNEDOも静岡県も、上述の実際の健康被害と合わない短距離の基準を主張している。伊豆半島でも、風力発電のデメリットを深く知り、推進しない伊東市や伊豆市では、風車による健康被害を回避できていること、そして東伊豆町の事例を知った水俣市長が風力開発を止めたことは、地方自治体が住民の健康を守る事例として、他市町村も肝に銘すべきと思う。

集会：川を住民の手に～河川行政は変えられるのか～報告

副会長 佐々木 克之

山から海へとつながる流域の生態系を守りながらその恵みを利用することは、古より人々が大切にしてきたことです。しかし、明治以来、とりわけ戦後の経済第一の考えのもとで、豊かな川が失われつつあります。ムダなダム建設が進められる根っこには、住民の意見や質問を無視し、意思決定プロセスで重要な役割を果たすべき有識者を恣意的に選んで、環境破壊には関心をもたない国交省や北海道庁の姿勢があります。そこで、サンルダムと平取ダムの問題点をあげて、川を住民の手にとりもどし、未来に手渡すための提案を検討する集会を、4月13日午後、北大学術交流会館で開催しました。



●最初に、河川、環境、住民参加、情報公開をテーマ

に活躍しているジャーナリストのまさのあつこさんが、「今、河川行政を変えるために～霞ヶ関で起きていること」というテーマで講演しました。「コンクリートから人へ」をスローガンに2009年夏に政権交代を果たした民主党政権が、ダムの検討組織として立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の実像について、委員のほとんどが国交省の天下り先のダム建設法人出身である事や有識者会議の審議が、マスコミにしか公開せず、意味不明の審議がなされ、結局はダム推進を決める組織であることを、生々しい実況放送のように話しました。霞ヶ関で起きていることとして、有識者会議の特徴を以下のように述べました。

- ・批判的検証をする委員がゼロ、または一人。・検証ではなく質問、コメント、知識の披瀝。・解を出すべき会議の質問に、検証される国交省が回答。・国交省の果たすべき説明責任を利益相反（外部との経済的な利益関係により「公正」かつ「適正」な判断が損なわれる）委員が代弁・都合のよい情報提供・非常識な評価軸・現状追認、現実無視。

さらに、霞ヶ関で起きていないで、起こすべきこととして、会議公開法（・会議の2週間前公表・会議と会議資料の公開・傍聴者の質問・発言の権利の保障・議事録の公表・利益相反委員など委員の経歴の公表）と河川管理についての協議に関する河川法改正（・利害関係者が「協議」をする場・ダムが出来たあとに環境影響評価を行い、年2回、状況に応じて管理方法を協議）の提案を示しました。

●サンルダム問題に地元で深く関わってきた宮田修さんは、ダム建設の地、下川町が過疎から脱却を名目にダム建設を進めてきたこと、しかし開発局が天塩川流域で行なったアンケートでは、ダム建設賛成に対する意見はたったの7%であったこと、住民の意見を尊重するような法案を水源連が中心になって検討して、全国の運動で実現すべきと述べました。

●佐々木は、平取ダムの堆砂・治水・アイヌ文化問題についての疑問・意見に対して、開発局がまともな回答をしない実態を報告して、開発局がまともに回答させる政治を実現する必要を述べました。

●魚類の専門家である前川光司北大名誉教授は、サクラマスの成長には河川環境が維持されることが重要であるが、近年とくに日本海側で減少していること、開発局は魚道による保全を考えているが、その効果の可能性が低いこと、サンルダムに関しては魚道によって影響を最小にすると述べているが、最小の意味不明であり、定量的に示すべきであると述べました。さらに、カワシンジュガイを保全するにはサクラマスの保全が欠かせないこと、生物多様性は人間生存の基盤であるとした生物多様性国家戦略を重視して、開発局は、環境保全が書き込まれている河川法にのっとってサクラマスを保全しなければならないと強調しました。

●日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会副委員長である西島和さんは、宮本博司さんの言葉を紹介、「治水や利水の必要性は二の次で、造ることが至上命令。組織の論理です。自戒を込めて言いますが、霞が関の感覚は地域の実情とまったくかけ離れています」。ここでいう組織の論理とは、省益（国交省の利益）であり、具体的には天下りの確保と予算の獲得であること、官僚支配のツールは、会議と議事録の非公開や御用審議会があることを述べ、最後に日弁連が提案している公共事業改革基本法を示しました。

総合討論では、北海道開発局が住民・環境団体などとの「協議の場」を設置要求の決議案を中心に意見のやり取りが行なわれました。主なものは以下の通りです。

○脱官僚支配のための法案として「公共事業改革基本法試案」を提案されたが、それを実現するにはどうしたらよいかという質問に対して、実際にはかなり困難である（西島）、法案を成立させるには、国会内のいくつかの仕組みをひとつずつクリアーしていくなければならないが、世論の高まりや担当する政府側委員の資質など多くの必要条件がある、私たちのできることはまず世論の支持をえることである（まさの）

○サンルダムや平取ダムの経緯を見ると、流域委員会などの審議機関の委員の選出が重要です。この問題をどのようにして実現していくのかも重要な課題です。

○サンルダムについては、地元で声を上げるのが困難な状況ですが、地元から声をだしていく努力も重要です。

○1997年改正の河川法は、1993年批准の生物多様性条約に基づき、新たな目的として「河川環境の整備と保全」を加え、河川整備計画の原案策定段階で「関係住民意見の反映（住民参加）」を行なうことを明記しました。また、閣議決定された生物多様性国家戦略2010－2020は「河川改修などにより・・・河川生態系は大きな影響を受けてきた」現状を示し、目指す方向として「多様な生物の生息・生育環境を流域の視点から保全・再生する」ことを明記しています。さらに生物多様性条約締約国会議COP10で決められた愛知目標の一つとして「遅くとも2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している」と明記されています。国交省は、これらに明記された生物多様性保全を住民参加で進めなければなりません。サンル川のサクラマスの保全と、沙流川のサケ・サクラマス・シシャモの再生は、河川整備計画に盛り込まなければならず、そのためにも「協議の場」が必要です。

全体の参加者は80名を越えて、各講演は密度の濃いものでした。集会終了後に、何人かに感想を聴いたところ、自民党政権になって公共事業がどんどん進められる状況になり、サンルと平取のダムも予算がついて気が重かったが、まさのさんなど情熱をもって取り組んでいる人の話をきいて元気がでたという人が何人かいいました。

今回の集会で終わらすことなく、引き続き「協議の場」の設置や河川法の住民本位な運用をめざして活動を続けていきます。

投稿原稿

「野鳥たちの受難」

会員 原島和子

福島原発事故後、世界的に再生可能エネルギーを求める動きが顕著になっているのではないでしょうか。北海道内でもいろいろな企業、団体、自治体が風力発電用風車やメガソーラー設備設置等に邁進しています。風車はバードストライクの解消策も無いまま、鳥類が移動するルートであっても、風が強いからと道内の海岸沿いに次々建設され、このままでいけば、海岸線全域が風車で占められるのではないかと危惧されます。

メガソーラーも、草原や木々が伐られ、開けられた原野に道内では40か所以上も設置・設置予定です。草原には多くの虫がいて野鳥の採餌場であり、営巣地もあります。野鳥の生息環境が変わることで野鳥が減っていくのではないかと大変心配しております。

本州に送電する目的の大規模な電気作りではなく、各地域での電気の地産地消を図るため、道内の各漁港に太陽光パネルを設置したり、ビルの屋上に太陽光パネルの設置を義務付ける等の対策があると良いと思います。

これまでに環境省などの官公庁、札幌市などの地方自治体、ユーラスエナジー社などの民間会社などに20か所以上に同設備の設置についてメールを送り、野生生物に与える問題点の話し合いをしてみました。そして、野鳥の会の方々にも相談してみました。

対応された大方のお話をまとめると、「再生可能エネルギーを政府が政策として推し進めているので、野生生物保護の意見は分かりますが、なるべく自然環境に負荷を掛けないように配慮しながら設置します」と一様に同じようなお返事ばかりでした。

役所主導、民間主催の再生可能エネルギーの講演を、いろいろ聴いてきましたが、一つも自然環境・野生生物保護の立場の内容の講演はありませんでした。

のまま、野生生物の生息地である自然環境を改変し、金儲けの為に野放図に発電施設を造っていくのは如何なものでしょうか。何処にも歯止めの無い状況を憂いでいます。

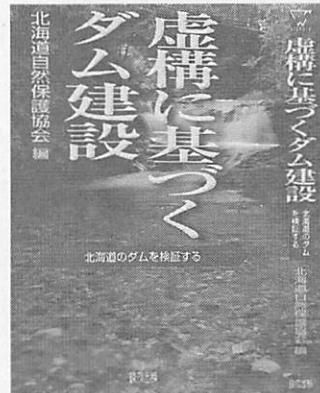
北海道自然保護協会編のダムの本ができました！

タイトル：虚構に基づくダム建設 — 北海道のダムを検証する

四六判上製328ページ、2,500円（税込2,625円）

サンルダム・平取ダム・当別ダムを検証して、これらのダムは「現実の河川を見ずして想定によって建設されようとしている（当別ダムはすでに建設）」ことを示しました。そのことを「虚構に基づく」としてタイトルとしました。サンルダムでは、貴重な漁業資源であるサクラマスと釣り資源であるヤマメが失われること、平取ダムでは、二風谷ダムがすでに半分埋って平取ダムも二の舞になるとともに、アイヌ文化の中心が失われること、当別ダムでは、札幌市が全く必要のない水道水を想定することによって1千億円近くの公費を投入していることが、大きな問題点です。ぜひお読みいただき、河川を私たちの手にとりもどし、後世に伝える運動にお役に立ててください。

協会会員には、2,100円（著者割・送料協会負担）で、会員外には2,100円+送料（290円）で頒布します。ご希望の方は北海道自然保護協会までお問い合わせください。



2013年度自然保護講演会のお知らせ

【その1】

日 時：2013年5月25日（土）15:30から17:00（15:20より受付）

場 所：北大クラーク会館（札幌市北区北8条西8丁目）大集会室

問合せ・申し込み：北海道自然保護協会

演 題：「世界遺産条約と国際的な自然保護制度をめぐる動向」

講 師：吉田正人氏（筑波大学大学院世界遺産専攻教授）

要 旨 世界遺産条約は採択から40周年を過ぎ、今年は屋久島、白神山地が登録されてから20周年となる。

国際的には、世界遺産委員会が政治的になりすぎ、世界遺産リストの信頼性、危機遺産リストの有効性、世界遺産基金の持続性に疑問が出ている。国内的には、奄美・琉球諸島の暫定リスト掲載とともに、今後の自然遺産のあり方が議論され、ユネスコエコパークやラムサール湿地などの連携の強化が期待されている。

吉田正人氏プロフィール：吉田正人（よしだ・まさひと）筑波大学大学院世界遺産専攻教授、日本自然保護協会専務理事、国際自然保護連合日本委員会会長。日本自然保護協会時代に、世界遺産条約批准運動にたずさわり、2003年自然遺産候補地検討会では委員として知床を推薦、2012年自然遺産候補地検討会では国際動向に基づき将来的な自然遺産のあり方について提言している。

【その2】

日 時：2013年6月8日（土）14:00から17:00

場 所：石狩市花川北コミュニティーセンター 2階会議室（石狩市花川北3-2-198-1 TEL：0133-74-6525）

問合せ・申し込み：北海道自然保護協会

基調講演：岡田 健氏「風力発電の低周波・超低周波音による健康被害」

（工学博士、（株）エス・アイ・テクノロジー代表取締役、成蹊大学理工学部非常勤講師）

資料代：500円

今回は、風力発電の問題点を多くの方に知ってもらう趣旨で企画しました。基調講演として、風車による健康被害問題に詳しい岡田健先生から、愛媛・愛知・静岡など本州各地において風車から発生する低周波音などの特性と深刻な健康被害の実例をご紹介いただき、風力発電の安全性について考えたいと思います。

活動日誌

2013年2月

- 5日 石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会主催「石狩湾の風力発電建設計画を考える」学習会 佐藤会長講演
- 8日 北海道グリーンファンド主催「石狩市厚田区風力発電事業住民説明会」参加
- 15日 運営委員会
- 20日 会報NC156号発送
- 24日 石狩湾の風力発電建設計画学習会～健康被害～東伊豆と南伊豆を訪問～について 講師佐藤会長

2013年3月

- 7日 会誌51号発送
- 9日 環境省北海道地方環境事務所主催 風力発電の環境影響評価と海ワシ保護に関するフォーラム参加
- 12日 北海道再生可能エネルギー振興機構主催 石狩湾新港の将来を語るシンポジウム参加
- 21日 北見道路もんが第二次訴訟最終弁論
- 23日 2012年度第4回理事会
- 29日 北見道路もんが第一次訴訟判決（請求棄却）

寄贈図書紹介

- ・佐々木克之さんより
「ダムを造らない社会へ ハッ場ダムの問いかけ」
上野秀雄 編 新泉社発行
- ・北海道大学出版会さんより
「オホーツクの生態系とその保全」
桜井泰憲・大島慶一郎・大泰司紀之編著

会費納入のお願い

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方は至急納入下さいますようお願いいたします。

個人A会員	4,000円
個人B会員	2,000円
(A会員と同一世帯の会員)	
学生会員	2,000円
団体会員 1口	15,000円

（納入口座）
郵便振替口座 02710-7-4055
北洋銀行本店営業部（普通）0017259
北海道銀行本店（普通）0101444
(口座名) 社団法人 北海道自然保護協会

新入会員紹介

2012年12月～2013年2月

【A会員】浜本 慶絵、泉 賢司

2013年4月25日発行 一般社団法人北海道自然保護協会・佐藤 謙 〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル5 6階

NC4月号 No.157 ホームページ: <http://nc-hokkaido.or.jp> ☎ (011)251-5465 FAX (011)211-8465 Eメール: info@nc-hokkaido.or.jp
会費 個人A会員 4,000円 個人B会員 2,000円 学生会員 2,000円 団体会員一口 15,000円 郵便振替 02710-7-4055 印刷 (株)フロンティア企画印刷

※ この紙は再生紙を使用しています。